別表第1 (第8条関係)

天守閣入場料

区分	入場料	
	個人	団体(25人以上)
大人	300円	210円
中学生以下	無料	

別表第2 (第8条関係)

特定施設使用料

区分	午前10時から午後5時まで	
天守閣3階部分	10,000円	
櫓(やぐら)門	3,000円	
多聞櫓(やぐら)・隅櫓(やぐら)	10,000円	

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営業若しくは宣伝を目的として特定施設を使用するときは、この表に掲げる額の10割に相当する額を加算した額とする。
- 2 特定施設を展示物等の搬入又は搬出のみを目的として使用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。
- 3 開場時間外に施設を使用する場合の使用料は、この表に掲げる額と使用する時間を勘案の上、市長が別に定める。